

インターネットを用いた家庭学習のための通信環境整備について

東松島市教育委員会

▼家庭学習のための通信環境整備について

市内小・中学校に通学している児童生徒の各家庭におけるタブレット端末の活用、家庭学習を目的とした各家庭の通信環境整備について、以下を参考にしてください。

1 インターネットを用いた家庭学習を行うために必要な環境

(1) インターネットを用いた家庭学習を行うに当たり環境整備が必要な家庭の目安

- ・家庭で月当たり可以使用できる通信量（以下「月間データ容量」）に制限のない光回線や月間データ容量が3GB以上のモバイルルーター等^{※1}（以下「固定回線」）を契約していない。
- ・家庭にテザリング^{※2}可能なスマートフォン（以下「スマホ」）やモバイルルーターはあるが、月間データ容量が3GB（ギガバイト）以下。

※1…携帯電話用の回線等を用いて通信し、無線により情報機器と通信できる端末及びサービス

※2…インターネットに接続しているスマホ等をアクセスポイントとして通信を中継し、接続した機器をインターネットに接続する機能

(2) 家庭学習に必要な通信量の目安

○動画閲覧を伴わない家庭学習 = 月当たり約3GB または低速時に機器当たり1Mbps
想定する状況…宿題をデータで提出する。インターネットで1日30分から1時間程度の調べ学習を行う。（動画は閲覧しない。）

※動画視聴等の学習を行う場合には、3GB以上の通信量が発生する場合があります。

(3) 家庭学習の環境確認

○現状の環境で家庭学習が行える例

- ・自宅に固定回線・無線（Wi-Fi）環境があり、スマホ・家庭用ゲーム機等を接続している。
- ・固定回線はないが、月間データ容量に余裕のあるスマホを契約しており、テザリングを使用できる。（テザリングは契約によりオプションの場合もあります。）

○インターネット回線があり、無線（Wi-Fi）環境に対応することで家庭学習が行える例

- ・有線ケーブルのみでインターネットへ接続している。（無線LANルーター^{※3}が必要であり、通信事業者より貸与（無償）または譲渡いただける場合もあります。）

○通信環境の見直しが必要となる例

- ・1（1）に該当する家庭
対応①：月間データ容量が無制限の固定回線を御契約いただく。
対応②：月間データ容量が大容量な、SIM^{※4}・モバイルルーターを御契約いただく。
※いずれの場合も家庭により最適な環境は異なりますので、携帯電話事業者等に御相談ください。SIMのみ契約する場合は、市よりモバイルルーターの貸与を受けることができます。

※3…光回線終端装置やモデムと有線で接続することで、無線により対応機器とネットワーク接続することを可能にするための機器

※4…携帯電話や対応機器に挿入することで、携帯の電波（LTE、5G等）との通信を可能とするためのチップ

(4) Wi-Fi 環境整備が整っていない家庭について

- 通常の家庭学習において、インターネットを使った学習や課題の提出をデータで行う場合に Wi-Fi 環境が整っていない家庭の児童生徒については、インターネットを用いない家庭学習を行うことが可能です。
- 最近では、各通信事業者から比較的安価な通信契約プランも用意されておりますので、家庭学習のための通信環境整備を御検討いただくことも可能です。

2 モバイルルーターの貸与を希望する場合について

(1) 対象者

「1 (1) インターネットを用いた家庭学習を行うに当たり環境整備が必要な家庭の目安」に該当する家庭で、モバイルルーターの貸与を希望する家庭

(2) 貸与期間

東松島市内の小中学校に在籍している期間

(3) 貸与手続き

貸与を希望する家庭は、各学校へ別紙「モバイルルーター貸与申込書」を提出してください。なお、貸与台数は在籍している人数によらず1家庭に1台です。

- ・提出先 : 在籍している学校
- ・提出期限: 令和3年7月30日(金)まで

(4) モバイルルーターの台数

市が整備したモバイルルーターの台数には限りがあります。希望する家庭が整備した台数を上回った場合は、貸与できない場合がございますので御承知おき願います。

※なお、モバイルルーターは携帯電話事業者等との契約により貸与(有償・無償)されるものもありますので、契約会社に御相談ください。

(5) 通信契約と貸与機器の仕様

- ・通信契約: 任意の携帯電話事業者で契約を行ってください。また、契約の内容は、「1 (2) 家庭学習に必要な通信量の目安」を参考にいただき、携帯電話事業者に御相談ください。
- ・機器仕様: 貸与する機器は 4G・LTE に対応する SIM フリー端末です。
- ・留意点: 緊急時のために、通信プランの変更が容易な契約を推奨します。また、児童生徒に貸与しているタブレット端末を利用するために、貸し出す機器となりますので、用途については、家庭学習のための使用を優先していただくようお願いします。

(6) 費用について

通信契約及び通信に係る費用は、契約者の負担となります。家庭により最適な環境の整備方法は異なりますので、携帯電話事業者等に御相談いただき、モバイルルーターの貸与を含めて御検討ください。